

昭和女子大学附属昭和高等学校光葉会 会則

第1条（名称）

本会は昭和女子大学附属昭和高等学校光葉会と称する。

第2条（本部）

本会は事務局を昭和女子大学附属昭和高等学校内におく。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を助成することを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達するため、下記の事業を行う。

1. 会員の親睦・修養などのための諸事業。隔年ごとに総会と光葉の旅の企画、実施。
2. 母校の発展に関する事業の後援。
3. 会員名簿の作成・管理及び会報の発行。
4. 新卒業会員の光葉会入会式、新卒業生への記念品贈呈。
5. その他、この会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第5条（組織）

本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員

- (1) 日本女子高等学院、昭和高等女学校卒業生。
- (2) 昭和女子大学附属昭和中高等学校卒業生。
- (3) 昭和女子大学附属昭和中中学校卒業生で入会を希望する者。
- (4) 母校にかつて在学した者で役員会で推薦した者（推薦交友）
中途退学者は、本人の希望により会員となることができる。

2. 準会員

昭和女子大学附属昭和高等学校及び中学校に在籍する者

3. 特別会員

母校の教職員並びに旧教職員

第6条（役員）

会 長	1 名
副 会 長	4 名
会 計	2 名（副会長のうち 2 名が兼任）
事 務 局	若干名
監 事	2 名
顧 問	必要に応じ顧問若干名をおくことができる。

第7条（役員の選出）

1. 会長・副会長は、正会員の中から、学年幹事会で作る役員選考委員会で正会員の中から推薦し、役員会で決定する。
2. 会計は、副会長の中から会長が委嘱する。
3. 事務局は、会長が委嘱する。
4. 監事は、役員会にて選出する。
5. 顧問は、幹事会の推薦に基づき会長が委嘱することができる。

第8条（役員の任務）

1. 会長は、本会を代表して会務を統理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
3. 会計は、本会の金銭の収入支出を取扱い、決算を学年幹事会及び総会に報告する。
4. 事務局は、会員名簿の加除訂正を行い、会に関わる事務処理をする。
5. 監事は、会計を監査する。
6. 顧問は、必要に応じ、会長に助言を与える。

第9条（学年幹事）

本会に学年幹事を置く。

1. 学年幹事は、卒業時に各学級から 2 名ずつ選出し、会長がこれを任命する。
2. 職務は、当該学年度会員間及び本会との連絡に当たる。

第10条（任期）

役員・学年幹事の任期は次の通りとする。

1. 会長・副会長・事務局・監事は、それぞれ 3 年とし、但し再任を妨げない。
2. 学年幹事の任期は終身とする。やむを得ず交替の場合は、新幹事に職務の引継をする。
3. 補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条（総会）

定期総会は、隔年度開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第 12 条（委員会）

本会に次の委員会をおく。

役員会、役員・学年幹事会、役員選考委員会、総会実行委員会、光葉の旅実行委員会

第 13 条（召集）

総会は、会長がこれを召集する。臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または 学年幹事会の要求があった場合会長がこれを召集する。

第 14 条（役員会）

役員会は、第 6 条（役員）に定める役員によって構成し、開催するものとする。

役員会は、会長・副会長・事務局をもって構成し、次の事項について決議する。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算・決算に関する事項
3. 会費に関する事項
4. 役員に関する事項
5. 会則の改訂に関する事項
6. その他、会長が必要と認めた事項

第 15 条（役員・学年幹事会）

役員・学年幹事会は、会長・副会長・事務局及び学年幹事をもって構成し、次の事項について決議する。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算・決算に関する事項
3. 会費に関する事項
4. 役員に関する事項
5. 会則の改訂に関する事項
6. その他、会長が必要と認めた事項

第 16 条（会議）

1. 本会は、役員・学年幹事会を毎年 1 回開催する。
2. 本会議の開催は対面を基本とする。但し会長が認める場合、書面または電磁的方法を用いて開催することができる。
3. 会議の議決は、出席者の過半数とする。但し 2 項による開催については書面または電磁的方法等により議決権を行使した者も出席者とみなす。

4. 総会のない年は、学年幹事会をその年の議決機関とする。

第 17 条（役員選考委員会）

役員選考委員会は総会担当経験学年から 1 名ずつ選出して構成する。

第 18 条（総会実行委員会）

総会実行委員会は、2 年に 1 回開催し総会を企画・運営する。

第 19 条（光葉の旅実行委員会）

光葉の旅実行委員会は、2 年に 1 回開催し光葉の旅を企画・運営する。

第 20 条（経理）

本会の経費は、卒業時の会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

会費の額については総会の承認を必要とする。

第 21 条（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終了とする。

第 22 条（会員異動通知）

会員は、改姓、転住、死亡の際は、その都度、光葉会事務局もしくは当該学年幹事に連絡するものとする。

墓前祭において恩師同窓の墓に慰霊する。

第 23 条（会則改正）

会則の改正は、役員・学年幹事会の決議を必要とする。

附 則

この会則は、昭和 32 年 6 月 30 日に制定し、同日施行する。

この会則は、平成 16 年 6 月 5 日に制定し、同日施行する。

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日に制定し、同日施行する。

この会則は、平成 24 年 6 月 3 日に制定し、同日施行する。

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日に制定し、同日施行する。

この会則は、令和 2 年 7 月 20 日に制定し、同日施行する。

この会則は、令和 4 年 6 月 11 日に制定し、同日施行する。

この会則は、令和 5 年 6 月 10 日に制定し、同日施行する。